

狭山市消費生活センターだより

こんにちは、狭山市消費生活センターです。日頃はお世話になっております。
最近寄せられた消費生活相談例から、被害防止に向けた情報共有ができればと思い、お便りの形でお届けします。
日ごろの活動の中でご利用いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

「高額賞金が当選しました」 等のメッセージに警戒を！



【事例】

スマホのSMS・SNSに大手通信会社から「ご連絡」とメッセージが届いた。
本文中のURLをタップすると「1億円当選」と表示された。

返信すると「振り込むための事務手数料3千円を、コンビニで電子マネーを買って支払ってください」と指示されたので、その通りにした。

その後も「〇〇料を支払ってくれば当選金を振り込める」などと2万円、3万円と請求され、総額70万円ほど支払ったが、当選金が一向に振り込まれない。

イラスト：消費者庁
イラスト集より

<解説>

「当選した賞金を受け取るための手数料の名目で、何度も支払いをしたが、賞金が受け取れない」という相談が寄せられています。

コンビニエンスストアなどで電子マネー（プリペイドカード）を買うように…と指示する手口も見られます。

信じ込んだり、今までの支払いを取り戻そうと、借金をしてまで支払いを繰り返すケースもありますので、周囲で異変に気付いた場合は、すぐに消費生活センターに相談するよう、本人に促してください。

<トラブル防止のためのポイント>

(1) 応募していない宝くじや懸賞に当選することはありません

応募していない賞金や商品などが当たるはずがありません。

高額賞金が当選したというメールがあっても信用しないようにしましょう。

著名人をかたって興味を引き、申し込みさせる手口もあり、注意が必要です。

(2) メールに書かれたURLをクリックしたり、相手に連絡しない

賞金を受け取る手続きだと信用させ、個人情報やクレジットカード番号を盗み取る手口が横行しています。

マイナンバーカードや免許証の写真等を求められるケースもみられます。

メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。

(3) クレジットカード情報を伝えてしまったら、すぐにクレジットカード会社に連絡を

請求の保留やカード番号の変更などを依頼しましょう。また、不審な請求はないか、利用明細を確認するようにしましょう。

埼玉県からのお知らせです。
こんな悪質商法にご注意!!

テレビショッピングでの 定期購入トラブルにご注意!!



注意! 本当に大丈夫!? **注意!**

- ① 「15分限定!」の踊り文句や極端な低価格に釣られない
- ② 説明はしっかりと聞き、契約内容を確認する
- ③ 通信販売はクーリング・オフの対象外!

皆さんからの相談情報が悪質事業者への指導、処分にもつながります。



お問い合わせ先: 埼玉県消費生活センター TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4780

定期購入に関する相談が 引き続き多く寄せられています

通信販売にクーリング・オフは適用されません。
インターネットで注文する際は、以下のチェックリスト
を用いて、契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。

<契約条件のチェックリスト>

- ①定期購入が条件になっていませんか?
- ②定期購入の場合、継続期間や購入回数が決ま
られていませんか?
- ③支払うことになる総額はいくらですか?
- ④解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ⑤解約・返品できるか、解約条件や返品特約を
確認しましたか?
- ⑥お届け予定日や、利用規約の内容を確認しま
したか?

*「最終確認画面」はスクロールして最後までしっかり
確認し、スクリーンショットで保存しましょう。

トラブルになったときは、
消費生活センターに相談しましょう



狭山市消費生活センター
☎04-2954-7799



相談時間: 月~金(祝日及び年末年始を除く)
午前9時~12時、午後1時~4時
所在地: 狭山市入間川2-2-25
(狭山市立中央図書館5階)

詳細情報はこちらから

イラスト: 消費者庁イラスト集より